

青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について（通知）

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定（個別指定）されました。

指定告示年月日 令和5年6月9日 告示番号 宮城県第435号				
番号	種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
1	雑誌	EX特ダネ NG SHOT 34	雑誌 01968-6	株式会社インテルフィン
2	雑誌	実話BUNKAタブー7月号2023	雑誌 05375-07	株式会社コアマガジン
3	雑誌	裏モノ JAPAN 2023 7月号	雑誌 01805-07	株式会社鉄人社
4	雑誌	実話ナックルズ 6月号	雑誌 04877-6	株式会社大洋図書
5	雑誌	不況とインフレで日本沈没どん底！ 貧困トンデモ話	雑誌 53456-33	株式会社コアマガジン

図書類の内容が、1の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、2から5の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められます。

【注意】

- 有害図書類を青少年（18歳未満の者）に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。
- 有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分（不透過性の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等）し、見やすい箇所に有害図書類である旨の表示（「成人コーナー」であることや18歳未満の方は閲覧、購入等できない等）をしなければなりません。
- 有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
- 卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合（総ページの20%以上）等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、有害図書類として指定（包括指定）されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱いってください。

※ これらに違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられることがあります。